

あなたの子どもが児童ポルノの被害者に!?

## 様々なサイトによる 児童ポルノの被害事例

児童ポルノ  
被害  
1

**少女になりすました成人男性に裸の画像を送らされた。**

A女は、携帯電話のブログサービスで少女になりすました成人男性を何でも相談できる友人と思い、「どんな下着を使っているのか見せて」とのメールを受け、軽い気持ちで下着姿の画像を送ったところ、「今度は裸の写真を送って。送らないと下着姿をネットで公開する。」と要求がエスカレートし、裸の画像を多数送らされた。

児童ポルノ  
被害  
2

**淫行された上、写真まで撮られた。**

B女は、食事をおごってもらうくらいの軽い気持ちで、出会い系サイトを利用して男性と会い、言葉巧みにホテルに誘われ、淫行された上、写真まで撮られた。

児童ポルノ  
被害  
3

**わいせつな動画を撮られ、ネット上で販売された。**

C男は、インターネット上で男子モデル募集の記事を見つけて応募したところ、ホテルでわいせつな動画を撮影され、児童ポルノとしてインターネット上で販売された。

児童ポルノ  
被害  
4

**裸の写真をインターネットに掲載された。**

D女は、プロフィールサイトを通じて知り合った男性から淫行され、その際、裸の姿を撮影された。後日、インターネット掲示板サイトに誰でも自由に見ることができる状態でD女の裸の写真が掲載されていた。

## フィルタリングサービス で有害サイトをシャットアウト!

フィルタリングとは、有害サイトへのアクセスを制限するサービスで、携帯電話事業者では、使用する青少年の年齢等に合わせたものを提供しています。

### ホワイトリスト方式

子どもにとって**安全で有益と思われるサイトにのみアクセス可能**で、それ以外のサイトへのアクセスを制限する方式。

### ブラックリスト方式

出会い系サイトやアダルトサイトなど、**子どもに有害と思われる特定のカテゴリに属するサイトへのアクセスを制限**する方式。

※その他のサービスとして、アクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定するサービスやアクセス時間帯を設定するカスタマイズサービスがあります。

出会い系サイト  
コミュニティサイト  
アダルトサイト  
その他有害サイト

有害サイトを  
シャットアウト



青少年(18歳未満)が使用する携帯電話には、**原則フィルタリングサービスに加入することが法律で定められています。**

### フィルタリングサービスに関する相談・問合せ

携帯電話各社は、フィルタリングサービスの手順をホームページにて公開しています。

NTTドコモ	▶ ドコモ フィルタリング	検索
au KDDI	▶ au フィルタリング	検索
ソフトバンク	▶ ソフトバンク フィルタリング	検索
ウィルコム	▶ ウィルコム フィルタリング	検索
イー・モバイル	▶ イー・モバイル フィルタリング	検索

要チェック!!

## スマートフォン のフィルタリング



スマートフォンには、インターネットに接続する方法が2つあります。

- ①携帯電話専用回線(3G回線)で接続
- ②無線LAN回線(Wi-Fi回線等)で接続

どちらの方法で接続しても機能する  
フィルタリングが必要です!

スマートフォンでは、従来の携帯電話以上に保護者の役割が重要!

フィルタリングを必ず利用する!

有害サイトへのアクセス制限やアプリの利用制限を行うフィルタリングソフトを**保護者自身**がスマートフォンにインストールすることなどが必要です。  
(利用例)

有害サイトへのアクセス制限+アプリの利用制限

お子さんにパスワードを教えない!

フィルタリングの設定の変更・削除は、**パスワード入力**により行うことから、お子さんに知られないようにパスワードを適切に管理しましょう。

ウイルス対策を必ず行う!

アプリの中には、ウイルスが仕込まれたものが流通しており、個人情報流出するなどの被害にあうおそれがあります。パソコンと同様に**ウイルス対策ソフト**の利用が必要です。

お子さんの使用状況をよく確認する!

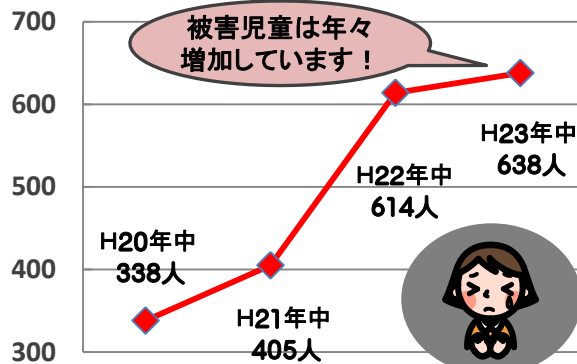
**フィルタリング**が機能しているか、どんな**アプリ**を使っているのかなど、お子さんのスマートフォンの使用状況をよく確認しましょう。

# 「保護者の適切な管理」が子どもの大切な未来を守ります!!



毎年、多くの児童が児童ポルノ事犯の被害にあっています。特にインターネットに関する被害が増加しており、画像が一旦インターネット上に流出すれば、画像のコピーが繰り返され、その全てを回収することは大変難しく、被害児童の苦しみは将来にわたって続くこととなります。

児童ポルノ事犯の被害児童数の推移



ご存知ですか?

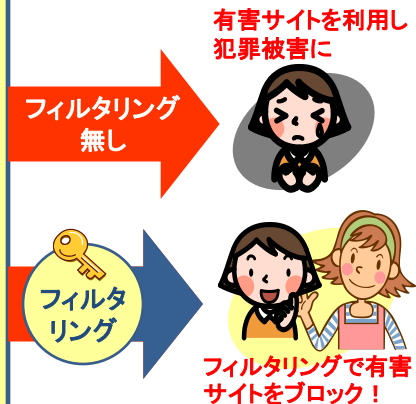
児童であっても、児童ポルノの画像や動画を他人に提供・販売したり公開するなどの行為は犯罪になります。

## 自分の子どもを児童ポルノ被害から守るには?

### 被害防止対策 1

## 子どもに持たせる携帯電話には、フィルタリングを必ず利用しましょう。

子どもたちを狙う犯罪被害も相次いでいることから、防犯目的でお子さんに携帯電話を持たせる家庭も増えています。その反面、手軽にインターネットにアクセスできることで、実際に子どもたちが犯罪被害にあう事例が発生しています。インターネットを通じて児童ポルノを始めとする様々な被害を未然に防ぐために「フィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)」を利用する必要があります。



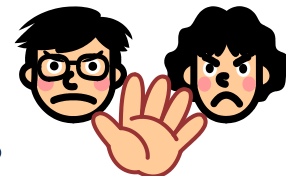
※コミュニティサイト: ゲームサイトやプロフィールサイトなどコミュニケーション機能を備えたサイト

### 注意

ブラックリスト方式のフィルタリング(子どもに有害と思われる特定のカテゴリに属するサイトへのアクセスを制限する方式)では、一部のコミュニティサイトにはアクセス可能なため、子どもが犯罪被害にあった事例もあります。

### 被害防止対策 2

## 児童ポルノの被害から子どもを守るには、保護者による適切な教育が必要です。



子どもたちには、インターネットによるリスクについての知識が不足しています。そのためインターネットで知り合った見ず知らずの相手に気軽に自らの画像や個人情報を送ってしまい、被害にあうケースも少なくありません。フィルタリングを利用してもコミュニティサイト等で被害にあうケースもあるため、保護者が携帯電話を使用させる際に改めてインターネットの危険性を教え、被害にあわないための約束を守らせるなど適切な教育が必要になります。

#### 1 様々なリスクについて考える

- インターネットを通じて送った写真は、半永久的に広まる可能性がある。
- 女の子になりすまして裸の写真を送信させることがある。
- コミュニティサイトやゲームサイトなど、アクセス可能なサイトでも被害にあう場合がある。
- 「援助交際」の実態は「売春」であり、「売春」は法律で禁止されている。
- 子どもでも児童ポルノを送ったり、公開したりすると犯罪になる。

#### 2 使用する際の約束を決める

- 出会い系サイトには絶対にアクセスしない。
- 知らない人とはメールの交換はしない。
- サイトで知り合った見知らぬ相手に会わない。
- 裸や下着の写真は絶対に送信しない。
- プロフィールサイトや掲示板に個人を特定される情報は書かない。
- 接続するサイトは親に確認する。
- 利用料金や利用時間を決める。
- 学校での使用については学校のルールに従う。
- 約束を守らない場合は携帯電話の利用を停止する。

